

【別添資料④】

入札談合等関与行為防止法に基づく対応

今回の公正取引委員会による改善措置要求の概要

- 浄水場排水処理委託に係る事業者の独占禁止法上の違反行為に関連して、水道局職員が、入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対して、入札の前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。
- これは、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為（発注に係る秘密情報の漏えい）と認められる。
- 今後、同様の行為が生じないように、同委託業務について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう、求める。

入札談合等関与行為防止法に基づく対応

【改善措置】

- 都として、事実関係に関する調査をさらに実施の上、必要な改善措置（再発防止）を取りまとめ、公正取引委員会に提出する。

【損害賠償】

- 入札談合等関与行為による都の損害の有無、当該行為を行った職員の賠償責任の有無に関する調査等を実施する。

【懲戒処分】

- 都として、入札談合等関与行為を行った職員等の懲戒事由等を調査し、関係職員に対する懲戒処分を行う。

※ 今後、公正取引委員会の調査内容を詳細に確認するとともに、関係者への事情聴取等を行い、調査特別チームとして最終報告書を取りまとめ、公表していく。